

		○国土交通省告示第八百二十一号 単板積層材の日本農林規格の一部を改正する件（令和二年農林水産省告示第千六十二号）及び枠組壁工法構造用たて縫ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件（令和二年農林水産省告示第千六十六号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号、第八十九条第一項、第九十四条及び第九十九条並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。	
		令和二年八月二十八日 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件等の一部を改正する告示	
		（構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件（令和二年農林水産省告示第千六十六号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号、第八十九条第一項、第九十四条及び第九十九条並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。） 第一次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう	
		次のように定める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう	
		（準耐火構造の構造方法を定める件の一部改正） 第二条 準耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十八号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう	
		改 正 後	
		第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に當て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一 令第七百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。 イヽホ （略） ヘ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十一年農林水産省告示第七百一号）第一部箇条三又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）箇条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう	
		改 正 前	
		第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に當て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一 令第七百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。 イヽホ （略） ヘ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十一年農林水産省告示第七百一号）第二条又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）箇条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう	
		改 正 後	
		（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部改正） 第三条 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう	
		改 正 前	
		（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部改正） 第三条 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう	
		改 正 後	
		別表第一（品質基準及びその測定方法等） （略） 建築材料の区分 品 質 基 準 測 定 方 法 等	
		別表第二（品質基準及びその測定方法等） （略） 建築材料の区分 品 質 基 準 測 定 方 法 等	

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第一第十号に掲
げる建築材料

第一第十一号に掲 げる建築材料			
	(略)		
一 各部の寸法及び曲 がりの基準値が定め られていること。た だし、湾曲部を有す る形状に成形した木 質複合軸材料の曲 がりの基準値が定め られないこと。	一 寸法及び曲がりの基 準値が定められて いること。ただし、 湾曲部を有する形状 に成形した木質接着 成形軸材料の曲がり の基準値について は、この限りでない。 二 曲げ強さ及び曲げ 弾性係数の基準値が 定められているこ と。	イヽハ (略) 二 曲げ強さ及び曲げ弾性係数の測定は、次に 掲げる方法又はこれと同等以上に曲げ強さ及 び曲げ弾性係数を測定できる方法によること。 イヽハ (略)	
(略)		三せん断強さ及びせ ん断弾性係数の基準 値が定められている こと。	二 単板積層材の日本農林規格第二部四・九 に掲げる方法によること。この場合におい て、「曲げヤング係数」とあるのは、「曲げ弾 性係数」と読み替えるものとする。 イヽハ (略)

第一第十号に掲
げる建築材料

第一第十一号に掲 げる建築材料			
	(略)		
一 各部の寸法及び曲 がりの基準値が定め られていること。た だし、湾曲部を有す る形状に成形した木 質複合軸材料の曲 がりの基準値が定め られていること。た だし、湾曲部を有す る形状に成形した木 質複合軸材料の曲 がりの基準値が定め られていること。た だし、湾曲部を有す る形状に成形した木 質複合軸材料の曲 がりの基準値が定め られていること。た だし、湾曲部を有す る形状に成形した木 質複合軸材料の曲 がりの基準値が定め られていること。た だし、湾曲部を有す る形状に成形した木 質複合軸材料の曲 がりの基準値が定め られないこと。	三せん断強さ及びせ ん断弾性係数の基準 値が定められている こと。	二 曲げ強さ及び曲げ弾性係数の測定は、次に 掲げる方法又はこれと同等以上に曲げ強さ及 び曲げ弾性係数を測定できる方法によること。 イヽハ (略)	
(略)		二 単板積層材の日本農林規格別記三(9)に掲 げる方法によること。この場合において、「 曲げヤング係数」とあるのは、「曲げ弾性 係数」と読み替えるものとする。 イヽハ (略)	

M S R 等級			
F _c	F _t	F _b	F _s

四 桁組壁工法構造用製材等規格に適合するM S R 桁組材及びM S R たて継ぎ材 そのM S R 等級に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度F_bの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

(略)		
寸法型式		
応力の種類		
一〇六	二〇五	二〇六
三〇六	四〇五	四〇六
○・九六	○・八四	○・八四
一・〇〇		せん断

表二 (略)

(木材の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_sを定める件の一部改正)
第四条 木材の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_sを定める件(平成十二年建設省告示第千四百五十二号)の一部を次のように改正する。
次の方により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_sは、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

M S R 等級			
F _c	F _t	F _b	F _s

四 桁組壁工法構造用製材等規格に適合するM S R 桁組材及びM S R たて継ぎ材 そのM S R 等級に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度F_bの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

(略)		
寸法型式		
応力の種類		
一〇六	二〇五	二〇六
三〇六	四〇六	
○・九六	○・八四	○・八四
一・〇〇		せん断

表二 (略)

建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_sは、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

M S R 等級			
F _c	F _t	F _b	F _s

四 桁組壁工法構造用製材等規格に適合するM S R 桁組材及びM S R たて継ぎ材 そのM S R 等級に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度F_bの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

(略)		
寸法型式		
応力の種類		
一〇六	二〇五	二〇六
三〇六	四〇六	
○・九六	○・八四	○・八四
一・〇〇		せん断

表二 (略)

M S R 等級			
F _c	F _t	F _b	F _s

四 桁組壁工法構造用製材等規格に適合するM S R 桁組材及びM S R たて継ぎ材 そのM S R 等級に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度F_bの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

(略)		
寸法型式		
応力の種類		
一〇六	二〇五	二〇六
三〇六	四〇六	
○・九六	○・八四	○・八四
一・〇〇		せん断

表二 (略)

りの基準値について
はこの限りでない。

基準値については、
この限りでない。

第一 特殊な許容応力度		第二 特殊な許容応力度	
一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。	イ 木材のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。	(1) (2) (略)	(3) 七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値
二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。	イ 集成材等の繊維方向の許容応力度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号に相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号ま	(表 略)	(略)
三 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。	イ 集成材等の繊維方向の許容応力度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号ま	(表 略)	(略)

第一 特殊な許容応力度		第二 特殊な許容応力度	
一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。	イ 木材のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。	(1) (2) (略)	(3) 七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値
二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。	イ 集成材等の繊維方向の許容応力度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号に相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号ま	(表 略)	(略)
三 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。	イ 集成材等の繊維方向の許容応力度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号ま	(表 略)	(略)

第五条 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正	
第一条 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第十二十四号）の一部を次のように改正する。 次に表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。	

第一 特殊な許容応力度		第二 特殊な許容応力度	
一 五〇〇 F b — — · 三 E	二 五・〇	一 五〇〇 F b — — · 三 E	二 五・〇
一 五〇〇 F b — — · 三 E	二 二・〇	一 五〇〇 F b — — · 三 E	二 二・〇
一 五〇〇 F b — — · 三 E	二 二・〇	一 五〇〇 F b — — · 三 E	二 二・〇
一 五〇〇 F b — — · 八 E	二 三・二	一 五〇〇 F b — — · 八 E	二 三・二
一 五〇〇 F b — — · 八 E	二 三・二	一 五〇〇 F b — — · 八 E	二 三・二

第一 特殊な許容応力度		第二 特殊な許容応力度	
一 五〇〇 F b — — · 三 E	二 五・〇	一 五〇〇 F b — — · 三 E	二 五・〇
一 五・六	一 五・六	一 五・六	一 五・六
一 五・六	一 三・二	一 五・六	一 三・二
一 五・六	二 二・二	一 五・六	二 二・二

での規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(表 略)

口 集成材等のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならぬ。

(3) (1)・(2) (略)
七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値

(略)

この表において、 F_{cv} は、集成材等の種類及び品質に応じて第三第二号口に規定するめりこみに対する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

ハ 圧縮材の座屈の許容応力度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によつて計算した数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(表 略)

三十九 (略)

第一 特殊な材料強度

一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材（以下この号において單に「圧縮材」という。）の座屈の材料強度は、次に掲げるとおりとする。
イ 木材のめりこみの材料強度は、その纖維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによつて他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。以外について、令第八十二条の五第二号の規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(1)・(3) (略)

口 圧縮材の座屈の材料強度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によつて計算した数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによつて他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。以外について、令第八十二条の五第二号の規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(表 略)

での規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(表 略)

口 集成材等のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。

(3) (1)・(2) (略)
七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値

(略)

この表において、 F_{cv} は、木材の種類及び品質に応じて第三第二号に規定するめりこみに対する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表するものとする。

ハ 圧縮材の座屈の許容応力度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によつて計算した数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(表 略)

三十九 (略)

第二 特殊な材料強度

一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材（以下この号において單に「圧縮材」という。）の座屈の材料強度は、次に掲げるとおりとする。
イ 木材のめりこみの材料強度は、その纖維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによつて他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。以外について、令第八十二条の五第二号の規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(1)・(3) (略)

口 圧縮材の座屈の材料強度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によつて計算した数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによつて他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。以外について、令第八十二条の五第二号の規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(表 略)

二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において單に「圧縮材」という。）の座屈の材料強度は、次に掲げるものとする。

イ 集成材等の繊維方向の材料強度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する當時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならぬ。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。

（表 略）

口 集成材等のめりこみの材料強度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する當時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならぬ。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。

（1）（3）（略）

ハ 圧縮材の座屈の材料強度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によつて計算した数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する當時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならぬ。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。

第三
一
（略）
三
十八
（略）
基準強度

二 第一二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度 F_c 、 F_a 、 F_b 及び F_s 並びに同号口（3）に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 F_{cv} は、それぞれ次に掲げるものとする。

イ 第一二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び同規格第六条に規定する化粧ぱり構造用集成柱の規格に適合する化粧ぱり構造用集成柱並びに単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号。以下「単板積層材規格」という。）第一四二に規定する構造用単板積層材の規格に適合するA種構造用単板用単板積層材及びB種構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表七までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表八から表十までに掲げる数値とする。

二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において單に「圧縮材」という。）の座屈の材料強度は、次に掲げるものとする。

イ 集成材等の繊維方向の材料強度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する當時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならぬ。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。

（表 略）

口 集成材等のめりこみの材料強度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する當時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならぬ。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。

（1）（3）（略）

ハ 圧縮材の座屈の材料強度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によつて計算した数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する當時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならぬ。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に○・八を乗じて得た数値としなければならない。

第三
一
（略）
三
十八
（略）
基準強度

二 第一二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度 F_c 、 F_a 、 F_b 及び F_s 並びに同号口（3）に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 F_{cv} は、それぞれ次に掲げるものとする。

イ 第一二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び同規格第六条に規定する化粧ぱり構造用集成柱の規格に適合する化粧ぱり構造用集成柱並びに単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号。以下「単板積層材規格」という。）第四条に規定する構造用単板積層材の規格に適合するA種構造用単板積層材及びB種構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表七までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表八から表十までに掲げる数値とする。

表一～表五
(略)
表六 A種構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

一六〇E				一八〇E								曲げヤング係数区分							
		一級		特級		二級				一級		特級		等級					
六〇〇 F _v	四三〇 F _h	一六〇 F _v	一六〇 F _h	五一五〇 F _v	五一五〇 F _h	六〇〇 F _v	一六〇 F _h	四八〇〇 F _h	一八〇〇 F _v	五八〇〇 F _v	四八〇〇 F _h	六七五〇 F _v	四八〇〇 F _h	五八〇〇 F _h	一八〇〇 F _v	六七五〇 F _h	一八〇〇 F _v	一八〇〇 F _h	
三七・二		四〇・二		四〇・二		四一・四		四二・〇		四二・〇		四二・〇		四五・〇		四五・〇		四六・八	F _c
三三・二		二七・〇		二七・〇		三一・二		二五・二		二五・二		二五・二		三〇・〇		三〇・〇		三四・八	F _t
三七・二		四四・四		四四・四		五一・六		四二・〇		四二・〇		四二・〇		四九・八		五八・二		平使い	
五一・六				五一・六						四九・八		五八・二							F _b

表一～表五
(略)
表六 A種構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

曲げヤング係数区分																			
																等級			
二級	一級	特級	二級	一級	特級	二級	一級	特級	二級	一級	特級	二級	一級	特級	二級	一級	特級		
一八・六	一九・八	二一・〇	二一・〇	二三・八	二三・四	二三・四	二五・二	二五・八	二五・八	二七・〇	二八・二	二七・六	三〇・〇	三一・二	三二・四	三四・八	三六・〇	四〇・二	F _c
一一・四	一三・二	一五・六	一五・六	一五・〇	一七・四	一四・四	一六・八	一九・八	一五・六	一八・〇	二二・六	一六・八	一九・八	二三・四	二三・四	二七・〇	二七・〇	三二・二	F _t
一八・六	三三・二	二五・八	二一・〇	二五・二	二八・八	二三・四	二七・六	三三・四	二五・八	三〇・〇	三五・四	二七・六	三三・〇	三三・四	三九・〇	四五・〇	三七・二	四五・四	F _b

二〇E				一四〇E												
二級		一級		特級	二級				一級		特級	二級				
三八五 Fv F _H	一二〇 E + F _H	四五〇 Fv F _H	三二〇 E + F _H	三八五 Fv F _H	一二〇 E + F _H	四五〇 Fv F _H	一二〇 E + F _H	三七五 Fv F _H	一四〇 E + F _H	四五〇 Fv F _H	三七五 Fv F _H	一四〇 E + F _H	四五〇 Fv F _H	一四〇 E + F _H	五二五 Fv F _H	一四〇 E + F _H
二七六	二七六	三〇〇 E + F _H	三〇〇 E + F _H	三一 二	三一 四	三一 四	三一 四	三一 四	三一 四	三一 四	三一 四	三四 八	三四 八	三六 〇	三七 二	三七 二
一六八	一六八	一九八	一九八	二三 四	一九 八	一九 八	一九 八	一九 四	一九 四	一九 四	一九 四	二三 四	二三 四	二七 〇	二三 二	二三 二
二七六	二七六	三三 〇 + 三九 〇	三三 〇 + 三九 〇	三九 〇 + 三九 〇	三一 四	三一 四	三一 四	三一 四	三一 四	三一 四	三一 四	三九 〇	三九 〇	三九 〇	四五 〇 + 四五 〇	三七 二
三三〇	三九〇													四四 四		

		五〇E		六〇E		七〇E		
二級	一級	特級	二級	一級	特級	二級	一級	特級
一一一	一二三	二二七	二三八	一五〇	一五六	一六二	一七四	一八〇
六七	八二	九五	八四	一〇二	一二〇	九六	一二〇	一三八
一一一	二三七	一五九	一三八	一六八	一九八	一六二	一九八	二三八

この表において、曲げヤング係数区分は、単板積層材規格第四条第一項の表七に掲げる曲げヤング係数区分を表すものとする。

一 ○ E				二 ○ E															
二 級		一 級		特 級	二 級				一 級			特 級							
三 二 ○ Fv	二 七 ○ Fv	一 ○ E	三 七 ○ Fv	二 七 ○ Fv	一 ○ E	三 七 ○ Fv	一 ○ E	二 九 五 ○ Fv	一 一 ○ E	三 五 ○ Fv	二 九 五 ○ Fv	一 一 ○ E	四 一 ○ Fv	三 五 ○ Fv	一 一 ○ E	四 一 ○ Fv	二 二 ○ E	三 二 ○ Fv	二 二 ○ E
二 三 · 四	二 三 · 四	二 五 · 二	二 五 · 二	二 五 · 八	二 五 · 八	二 五 · 五 ○ Fv	二 五 · 八	二 五 · 八	二 五 · 八	二 七 · ○	二 七 · ○	二 七 · ○	二 八 · 二	二 七 · 六	二 八 · 二	二 七 · 六			
一 四 · 四	一 四 · 四	一 六 · 八	一 六 · 八	一 九 · 八	一 五 · 六	一 五 · 六	一 五 · 六	一 五 · 六	一 八 · ○	一 八 · ○	一 八 · ○	一 八 · ○	二 二 · 六	一 六 · 八	二 二 · 六				
二 三 · 四	二 三 · 四	二 七 · 六	二 七 · 六	三 三 · 四	二 五 · 八	二 五 · 八	二 五 · 八	二 五 · 八	三 〇 · ○	三 〇 · ○	三 〇 · ○	三 〇 · ○	三 五 · 四	三 五 · 四	三 五 · 四				
二 七 · 六	三 三 · 四		三 三 · 四			三 〇 · ○	三 五 · 四	三 五 · 四				二 七 · 六							

六〇E						七〇E															
二級		一級		特級	二級			一級			特級										
一九〇〇E Fv F _h 一 + —	六〇E F _v F _h 一 — —	三五〇〇E F _v F _h 一 — —	六〇E F _v F _h 一 — —	九〇〇E F _v F _h 一 — —	三五〇〇E F _v F _h 一 — —	六〇E F _v F _h 一 — —	八五〇E F _v F _h 一 — —	七〇E F _v F _h 一 — —	三五〇〇E F _v F _h 一 — —	八五〇E F _v F _h 一 — —	七〇E F _v F _h 一 — —	三五〇〇E F _v F _h 一 — —	七〇E F _v F _h 一 — —	六〇E F _v F _h 一 — —	二五〇E F _v F _h 一 — —	七〇E F _v F _h 一 — —	六〇E F _v F _h 一 — —	二五〇E F _v F _h 一 — —	七〇E F _v F _h 一 — —	六〇E F _v F _h 一 — —	一五〇E F _v F _h 一 — —
一三・八	一三・八	一五・〇	一五・〇	一五・六	一六・二	一六・二	一六・二	一六・二	一七・四	一七・四	一八・〇	一八・六									
八・四	八・四	一〇・二	一〇・二	一二・〇	九・六	九・六	九・六	九・六	一二・〇	一二・〇	一三・八	一一・四									
一三・八	一三・八	一六・八	一六・八	一九・八	一六・二	一六・二	一六・二	一六・二	一九・八	一九・八	二三・八	一八・六									
一六・八	一九・八		一九・八			一九・八	二三・八	二三・八		二三・八											

五〇E														
二級					一級			特級						
三〇F _{HV}	五〇E—	六〇F _V	三〇F _H —	五〇E—	八五F _V	三〇F _H —	五〇E—	六〇F _H —	五〇E—	八五F _{HV}	五〇E—	六〇F _{HV}	六〇E—	
一一・一		一一・一		一一・一		一一・一		一一・三	一一・三		一一・七		一三・八	
六・七		六・七		六・七		一一・一		八・二	八・二		九・五		八・四	
	一一・一		一一・一		一一・一		一一・一		一三・七	一三・七		一五・九		一三・八
			一三・七				一五・九				一五・九			

この表において、曲げヤング係数区分は単板積層材規格第一部の表十七に掲げる曲げヤング係数区分を、曲げ性能の表示は同表に掲げる曲げヤング係数区分及び等級ごとの表示を表すものとする。

表七 B種構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

(略)

表八 (略)

この表において、曲げヤング係数区分は、単板積層材規格第一部の表十九に掲げる曲げヤング係数区分を表すものとする。

表九 A種構造用単板積層材のせん断の基準強度

(略)

この表において、水平せん断区分は、単板積層材規格第一部の表四に掲げる水平せん断区分を表すものとする。

表七 B種構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度														
(略)														
一一・一		一一・一		一一・一		一一・一		一一・三	一一・三		一一・七		一三・八	
六・七		六・七		六・七		一一・一		八・二	八・二		九・五		八・四	
	一一・一		一一・一		一一・一		一一・一		一三・七	一三・七		一五・九		一三・八
			一三・七				一五・九				一五・九			

この表において、曲げヤング係数区分は単板積層材規格第四条第一項の表八に掲げる曲げヤング係数区分を表すものとする。

表八 (略)

この表において、水平せん断区分は、単板積層材規格第四条第一項の表三に掲げる水平せん断区分を表すものとする。

表九 A種構造用単板積層材のせん断の基準強度

(略)

この表において、水平せん断区分は、単板積層材規格第四条第一項の表三に掲げる水平せん断区分を表すものとする。

表十 B種構造用単板積層材のせん断の基準強度

(略)

この表において、水平せん断区分は、単板積層材規格第一部の表五に掲げる水平せん断区分を表すものとする。

□ 第一第二号口(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 F_{cv} は、その樹種に応じてそれぞれ次の表一の数値とする。ただし、A種構造用単板積層材のめり込みに対する基準強度 F_{cv} にあつては、そのめりこみ性能の表示の区分に応じてそれぞれ次の表二の数値とすることができる。

表一 (略)

表二 A種構造用単板積層材のめり込みに対する基準強度

(略)

この表において、めりこみ性能の表示の区分は、単板積層材規格第一部の表十に掲げる表示の区分を表すものとする。

三一九 (略)

(株組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な部分に使用する構成材等のめりこみに対する基準強度 F_{cv} は、その樹種に応じてそれぞれ次の表一の数値とする。ただし、A種構造用単板積層材のめり込みに対する基準強度 F_{cv} にあつては、そのめりこみ性能の表示の区分に応じてそれぞれ次の表二の数値とすることができる。

改 正 後

第一 材料
一 構造耐力上主要な部分に使用する構成材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類		規 格
(一) 土台、端根太、側根 太、まぐさ、たるき 及びむなき		柱組壁工法構造用製材及び柱組壁工法構造用たて縫ぎ材の日本農林規格(昭和四十九年農林省告示第六百号)。以下「柱組壁工法構造用製材等規格」という。)に規定する甲種柱組材の特級、一級若しくは二級若しくは甲種たて縫ぎ材の特級、一級若しくは二級、柱組壁工法構造用製材等規格第一部四、四に規定するMSR柱組材の規格若しくは第一部四、八に規定するMSRたて縫ぎ材の規格、単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一号)に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号。以下「集成材規格」という。)第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格

改 正 後

第一 材料
一 構造耐力上主要な部分に使用する構成材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類		規 格
(一) 土台、端根太、側根 太、まぐさ、たるき 及びむなき		柱組壁工法構造用製材及び柱組壁工法構造用たて縫ぎ材の日本農林規格(昭和四十九年農林省告示第六百号)。以下「柱組壁工法構造用製材等規格」という。)に規定する甲種柱組材の特級、一級若しくは二級若しくは甲種たて縫ぎ材の特級、一級若しくは二級、柱組壁工法構造用製材等規格第一部四、四に規定するMSR柱組材の規格若しくは第十条に規定するMSRたて縫ぎ材の規格、単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一号)に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号。以下「集成材規格」という。)第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格

三一九 (略)

この表において、めりこみ性能の表示の区分は、単板積層材規格第四条第一項の表九に掲げる表示の区分を表すものとする。

(略)

表二 A種構造用単板積層材のめり込みに対する基準強度

(略)

この表において、水平せん断区分は、単板積層材規格第四条第一項の表四に掲げる水平せん断区分を表すものとする。

□ 第一第二号口(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 F_{cv} は、その樹種に応じてそれぞれ次の表一の数値とする。ただし、A種構造用単板積層材のめり込みに対する基準強度 F_{cv} にあつては、そのめりこみ性能の表示の区分に応じてそれぞれ次の表二の数値とすることができる。

表一 (略)

表二 A種構造用単板積層材のめり込みに対する基準強度

表十 B種構造用単板積層材のせん断の基準強度

(略)

第五
壁等(六) (二)
(略)

四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇五、四〇六、四〇八若しくは二〇四Wに適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであつて、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五
八
(略)

九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、三〇四、四〇五又は二〇四Wに適合する製材のみを使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を前号の表に掲げる数値以下とする場合にあつては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交さ部に同規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材を三本以上使用すること。ただし、同規格に規定する寸法型式二〇四Wに適合する製材を一本使用したときは、同規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を二本使用したものとみなす。同規格に規定する寸法型式二〇五に適合する製材を一本使用したときは、同規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を三本使用したものとみなす。

ロ 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を前号の表に掲げる数値以下とする場合にあつては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交さ部に同規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を二本以上使用すること。

ハ イ及びロ以外の場合にあつては、次に定めるところによる。

(1) 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を前号の表に掲げる数値以下とする場合にあつては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交さ部に同規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材を三本以上又は厚さが三十八ミリメートルを超える製材を二本以上使用すること。

第五
壁等(六) (二)
(略)

四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上でのものであつて、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五
八
(略)

九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四又は三〇四に適合する製材を三本以上

ロ たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を二本以上使用すること。ただし、同規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材を一本使用したときは、同規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材を二本以上使用すること。

ハ イ及びロ以外の場合にあつては、次に定めるところによる。

(1) たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

ハ イ及びロ以外の場合にあつては、次に定めるところによる。

(1) たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートル以下となる耐力壁又は三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物の耐力壁のたて枠にあつては六十五センチメートル以下とする場合にあつては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交さ部に同規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材を三本以上又は厚さが三十八ミリメートルを超える製材を二本以上

(2) 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する
製材又は厚さが三十八ミリメートルを超える、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を
使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を六十五センチメートル以下とする場合にあって
は、当該耐力壁により構成される隅角部及び交さ部に同規格に規定する寸法型式二〇八
に適合する製材を三本以上（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平
屋建ての建築物にあっては二本以上）又は厚さが三十八ミリメートルを超える、幅が百八
十四ミリメートルを超える製材を二本以上使用すること。

十九 (略)

（構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。
第七条 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改めること。

改 正 後	改 正 前
第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。	第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。
一・三 (略)	一・三 (略)
四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて 継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、 四〇四、四〇五、四〇六、四〇八若しくは二〇四Wに適合するもの又は厚さ三十八ミリメー トル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであつて、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と 床版の枠組材（床根太、端根太又は側根太をいう。以下同じ。）、頭つなぎ、まぐさ受け若し くは筋かいの両端部との繋結及び下枠若しくは上枠とたて枠との繋結に支障がないものとし なければならない。	四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて 継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、 四〇四、四〇五、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九 ミリメートル以上のものであつて、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材（床根 太、端根太又は側根太をいう。以下同じ。）、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部 との繋結及び下枠若しくは上枠とたて枠との繋結に支障がないものとしなければならない。
五・八 (略)	五・八 (略)
九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該 たて枠は相互に構造耐力上有効に繋結しなければならない。	九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該 たて枠は相互に構造耐力上有効に繋結しなければならない。
イ 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、三 〇四、四〇五又は二〇四Wに適合する製材のみを使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を 前号の表に掲げる数値以下とする場合には、当該耐力壁により構成される隅角部及 び交さ部に同規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材を三本以 上使用すること。ただし、同規格に規定する寸法型式二〇四Wに適合する製材を一本使用 したときは、同規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を二本使用したものとみな し、同規格に規定する寸法型式四〇五に適合する製材を一本使用したときは、同規格に規 定する寸法型式二〇四に適合する製材を三本使用したものとみなす。	イ 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に 適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以 下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法 型式二〇四又は三〇四に適合する製材を三本以上

十九 (略)	（2）たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材又は 厚さが三十八ミリメートルを超える、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を使用し、 かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する製 材を三本以上（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築 物の耐力壁のたて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場 合にあっては二本以上）又は厚さが三十八ミリメートルを超える、幅が百八十四ミリメー トルを超える製材を二本以上
十九 (略)	（2）たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材又は 厚さが三十八ミリメートルを超える、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を使用し、 かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する製 材を三本以上（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築 物の耐力壁のたて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場 合にあっては二本以上）又は厚さが三十八ミリメートルを超える、幅が百八十四ミリメー トルを超える製材を二本以上

<p>口 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前を前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を二本以上。</p> <p>ハ イ及び口以外の場合にあっては、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する 製材又は厚さが三十八ミリメートルを超える幅が百四十ミリメートルを超える製材を使 用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十七センチメートル以下となる耐力壁又は三階建ての 建築物の三階、二階建ての建築物の二階若しくは平屋建ての建築物の耐力壁のたて枠相 互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁 工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材を三本以上又は厚さが 三十八ミリメートルを超える幅が百四十ミリメートルを超える製材を二本以上</p> <p>(2) 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する 製材又は厚さが三十八ミリメートルを超える幅が百八十四ミリメートルを超える製材を 使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する 場合にあっては、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製 材を三本以上（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築 物の耐力壁のたて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場 合にあっては二本以上）又は厚さが三十八ミリメートルを超える幅が百八十四ミリメー トルを超える製材を二本以上</p>	<p>口 たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四 〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前 号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製 材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合す る製材をそれぞれ二本以上。</p> <p>ハ イ及び口以外の場合にあっては、次に定めるところによる。</p> <p>(1) たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材又は 厚さが三十八ミリメートルを超える幅が百四十ミリメートルを超える製材を使 用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十七センチメートル以下となる耐力壁又は三階建ての 建築物の三階、二階建ての建築物の二階若しくは平屋建ての建築物の耐力壁のたて枠相 互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁 工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材を三本以上又は厚さが 三十八ミリメートルを超える幅が百四十ミリメートルを超える製材を二本以上</p> <p>(2) たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材又は 厚さが三十八ミリメートルを超える幅が百八十四ミリメートルを超える製材を 使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する 場合にあっては、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製 材を三本以上（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築 物の耐力壁のたて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場 合にあっては二本以上）又は厚さが三十八ミリメートルを超える幅が百八十四ミリメー トルを超える製材を二本以上</p>
<p>第一 材料</p> <p>一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工 法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）表D. 一の樹種又 は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第五条表十二の樹種 としなければならない。</p>	<p>第二 材料</p> <p>第一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工 法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）別表第3の樹種又 は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第五条表十二の樹種 としなければならない。</p>
<p>改正後</p> <p>十八六 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>十八六 (略)</p>
<p>第八条 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改めること。</p>	<p>第一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工 法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）表D. 一の樹種又 は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第五条表十二の樹種 としなければならない。</p>

(建築基準法第二十一条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件の一部改正)
第九条 建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件(平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

		改 正 後	改 正 前
		第一 (略)	第一 (略)
第一 (略)	第一 (略)	2 前項及び第七項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 耐力壁 次に掲げる基準	2 前項及び第七項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 耐力壁 次に掲げる基準
（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物的主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）	（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物的主要構造部の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第百九十三号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。）	第一 (略)	第一 (略)
第一 (略)	第一 (略)	2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 耐力壁 次に掲げる基準	2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 耐力壁 次に掲げる基準
（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物的主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）	（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物的主要構造部の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第百九十三号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。）	第一 (略)	第一 (略)
第一 (略)	第一 (略)	2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 耐力壁 次に掲げる基準	2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 耐力壁 次に掲げる基準
（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物的主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）	（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物的主要構造部の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第百九十三号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。）	第一 (略)	第一 (略)
第一 (略)	第一 (略)	2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 耐力壁 次に掲げる基準	2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 耐力壁 次に掲げる基準

この告示は、単板積層材の日本農林規格の一部を改正する件及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件の施行の日（令和二年九月二十九日）から施行する。

附則

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第一部箇条三又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）箇条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項及び第八項において同じ。）を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この項及び第八項において「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（以下この項及び第八項において「炎侵入防止構造」という。）であること。

(i) (iii) (略)

(2) (略)

口 (略)

二〇六
(略)

3~9

(一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件の一部改正)

第十一条 一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後

改正前

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあつては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 令第百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イヽニ (略)

本 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第一部箇条三又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）箇条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) (3) (略)

二〇四
(略)

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあつては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 令第百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イヽニ (略)

本 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第二条又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）箇条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) (3) (略)

二〇四
(略)

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第二条又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）箇条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この項及び第八項において「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（以下この項及び第八項において「炎侵入防止構造」という。）であること。

(i) (iii) (略)

(2) (略)

口 (略)

二〇六
(略)

3~9